

令和 6 年度 第 4 回 東秩父村上下水道事業審議会 議事録

開催日時：令和 7 年 1 月 15 日（水）

13 時 30 分～14 時 40 分

開催場所：東秩父村役場 大会議室

1 開会

江原建設課長

委員総数 10 名、出席者数 7 名、欠席者数 3 名で東秩父村上下水道事業審議会条例第 6 条第 2 項の規定により会議が成立。

2 あいさつ

眞下会長

3 答申

眞下会長から矢沼副村長へ提出

4 議事

会長の進行（東秩父村上下水道事業審議会条例第 6 条の規定による）

(1) 補足説明について

・簡易水道事業に関する補足説明について

水道及び浄化槽の料金改定に伴う具体的な使い道について、前回資料のグラフ修正と共に、改めて料金改定に伴う増収分は、修繕費と施設維持管理費等の維持管理費に充てることを説明した。

高料金対策に伴う繰出金について、令和 6 年 4 月 1 日付けで総務副大臣から下記のとおり通知されている。当該繰出金を活用するにあたり、前々年度における有収水量 1 m³あたり、資本費 158 円/m³以上、かつ、供給単価 179 円/m³以上、経営戦略が策定済みというのが条件になっている。

なお、資本費と供給単価については、毎年変動している。村の状況では、令和 4 年度、令和 5 年度共に資本費、供給単価の基準に達してはいない。資本費については、起債し、設備投資をすることで金額が上昇する。供給単価は給水収益を年間総有収水量で除したもので、料金の値上げをすることで金額が上昇する。

資本費の推移想定では、令和 8 年に白石浄水場の更新事業に着手することで、資本費が上昇し、令和 12 年度に現在の基準である 158 円/㎡を超える想定である。供給単価の推移想定では、令和 8 年に料金改定をすることで、現在の基準である 179 円/㎡を超える想定であり、そのような状況になれば、高料金対策繰出金が活用できる。しかしながら、両基準額は毎年度変動しているため、次の料金改定の検討時にも確認する必要がある。

・合併処理浄化槽設置管理事業に関する補足説明について

合併処理浄化槽設置管理事業会計で採算を取るには、1 点目として、起債償還が令和 19 年度に完了すること、2 点目として、当初、整備した浄化槽が耐用年数を迎え、減価償却が完了すること、3 点目として、料金改定を 3 回実施することで、当該事業は収益化が図れる。浄化槽料金については使用料と清掃料従量制から定額制に変更し、各月で平準化を図る。令和 8 年 4 月から料金平準化を行う予定だが、現行額に基づき 10 円未満を切り捨て、料金設定したい。理由としては、消費税計算をする際に円未満が生じないようにすることで事務の簡便化を図りたい。

・簡易水道、合併処理浄化槽事業の料金改定スケジュールについて

水道料金は令和 8 年 10 月から料金を全体で 20% 値上げ、浄化槽使用料は令和 8 年 4 月から料金を平準化し、令和 9 年 4 月から料金を個人 10%、法人 20%、公共施設 30% の改定を行う。近隣自治体も水道料金改定を行っており、当村でも避けられない状況である。

料金改定業務は、外部委託により実施している自治体が多いなか、本村は、直営で実施することで、支出削減を図っている。

【質疑】

会長

両事業の説明内容について、意見等はあるか。

会長

現行の浄化槽清掃料は、村が一部負担している。平準化を実施した場合、その村の負担分は含めるのか。

事務局

清掃料については、使用者から徴収する清掃料と村が支払う清掃委託料に 20% 程の差額があり、現時点では、清掃業務を実施することで村が赤字となっている。今後、浄

化槽使用料と平均化した清掃料を一元化し、平準化した際には、現行の年額料金を12か月で除し、月額に設定するのみなので、村の負担を現行と同様になり、使用者の負担額も大幅には変わらない。

委員

資料にある川島町の上下水道料金検討支援業務の内容とはどのようなものであるか。

事務局

業務内容は水道料金と下水道料金について、過去の実績から将来の水需要を推計し、採算が取れるよう料金改定するための資料を作成し、審議会等の諮問機関に説明することが主な業務になっていると想定できる。今年度、本村が審議員の皆様方に説明するための資料を作成し、説明していることを外部に委託しているものである。

(2)令和7年度予算(案)について

・簡易水道事業予算

3条予算編成方針として、他会計補助金を受けており事業であるため、内部留保されるのは適切ではないと考えており、過年度利益剰余金を活用するため、あえて収支をマイナス計上している。そのため、他会計補助金予算が減少している。

収益的収入合計138,954千円で計上しており前年度と比較して8,526千円減益する予算である。減益の主な原因としては、過年度利益剰余金を活用することで、営業外収益の他会計補助金が13,681千円減額したことが挙げられる。

収益的支出については、合計153,395千円で前年度と比較すると6,958千円増額する予算になっている。支出増額の原因としては、人件費や物価の高騰により委託・工事費共に価格が増額していることや新規事業として認可変更設計業務委託を計画していることが挙げられる。

令和7年度収支は14,441千円のマイナス計上となり、過年度利益剰余金17,214千円で補填することになる。

4条予算編成方針としては、前年度予算と同様に収支がマイナス計上となりますが、損益勘定留保資金により補てんすることで予算を編成した。

資本的収入合計39,435千円となり、前年度と比較すると15,603千円の減益となる予算である。減益の主な原因としては前年度と比べ大規模工事が減少することで、企業債を減額したことが挙げられる。

資本的支出合計は、54,049千円となり前年度と比較すると24,281千円の減額となる予算である。減額の主な原因としては、前述のとおり、大規模工事が減ったことにより、

建設改良費が減額したことが挙げられる。建設改良費では朝日根地区配水管布設替工事、村道 4245 号（笠山）線配水管布設替工事、朝日根地区給水管布設替工事等を実施する予定である。資本的収支は 14,614 千円のマイナス計上となるが、損益勘定留保資金で補填する。

・合併処理浄化槽設置管理事業予算

3 条予算の主な収入として浄化槽使用料、清掃料が挙げられる。主な支出は業務委託料、修繕費等の維持管理費となる。

公債費の利子償還分、歳入の使用料と清掃料で賄えない分の維持管理費分、事務費分、減価償却分を足した分が一般会計からの補助金になっている。

続いて 4 条予算の主な収入は、国庫補助金、一般会計補助金（償還金）となっており、主な支出として浄化槽本体、設置工事費等の建設改良費となっている。4 条予算の収支のマイナス分については、簡易水道事業同様、留保資金で補填する。

浄化槽整備事業は 4 条予算となる。設置は 5 人槽 4 基、7 人槽 2 基、10 人槽 2 基を予算計上する。

本来、営業収益で営業費用を賄わなければいけないが、現状の使用料だけでは賄えず 50%に近い割合を一般会計からの補助金に依存している状態である。公営企業会計として望ましくない状態である。

【質疑】

会長

令和 7 年度に計上している浄化槽は、現行どおりの工事費割合で 8 基整備する予算であると理解してよいか。

事務局

お見込みのとおり。

会長

水道の管路の工事について、西地区は工事を行っているが、東地区は安定した水の供給が出来ているのか。

事務局

これまで、地すべり地区による漏水対策を優先することで、主に西地区を重点的に管路の更新をしてきている。今後、東地区についても管路更新は計画している。優先すべきは、皆谷地内の小安戸、朝日根地区の地すべりによる漏水対策であり、令和 3 年

度以降の更新工事により、漏水事故件数が減少傾向にある。東地区においては、漏水調査を実施しており、漏水箇所を把握した都度、修繕により対応している。

委員

合併処理浄化槽設置管理事業の経営戦略を来年度実施するとの説明を受けたが、簡易水道事業の経営戦略については、見直しはどのようなになっているのか。

事務局

簡易水道事業の経営戦略の見直しについては、今年度実施しているところである。

5 その他

第2期審議委員の任期満了日は、令和7年5月31日となり、引き続き委員をされる方は、再任の手続きを行うので、お申し出いただきたい。

次回の審議会は、新たな委員を加え、令和7年6月18日に開催する予定。

6 閉会

建設課長